

みんなで支える介護保険

平成25年7月1日発行

介護保険課

☎229-3149 FAX229-3334

介護(予防)サービスを受けるために

65歳以上の人で介護や支援が必要な状態になったときは、原則1割の自己負担で介護(予防)サービスを利用することができます。サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

◆要介護・要支援認定の申請から認定までの流れ

①認定の申請

サービスの利用を希望する場合は、市窓口にて認定の申請をしてください。認定の申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 介護保険要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 印鑑



②調査と審査

訪問調査・主治医の意見書の結果から、コンピューターによる一次判定、介護認定審査会による二次判定が行われ、認定結果が決定します。



③認定結果を通知

認定の結果により、さまざまなサービスが利用できますので、ケアマネジャーに相談してください。

介護保険で利用できる主なサービス

介護サービスには、自宅で利用する「居宅サービス」や施設に入所して利用する「施設サービス」、住み慣れた地域で利用できる「地域密着型サービス」があります。

◆居宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事や洗濯などの身体介護や生活援助を行います。



訪問看護

看護師などが疾患を抱えている人の居宅を訪問して、療養上の世話などを行います。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどで、日帰りで食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。

短期入所生活介護(ショートステイ)

家族が用事などで一時的に介護ができないときに、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。



◆施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症のために常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人が利用する施設です。食事や排せつなど日常生活の介護を行います。

介護老人保健施設

病状が安定し、医学的管理の下で看護や介護を行い、家庭への復帰を支援する施設です。リハビリに重点を置いた介護を行います。

◆地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

デイサービスセンターなどで、認知症の高齢者に、日帰りで食事や入浴、専門的なケアを行います。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活を行う住宅で、食事や入浴などの介護を行います。

その他にも、さまざまな介護(予防)サービスがあります。高齢者の心身の状況などに合わせて利用しましょう。なお、認定の結果により利用できるサービスが異なります。詳しくは、介護保険課または地域包括支援センターへお問い合わせください。

